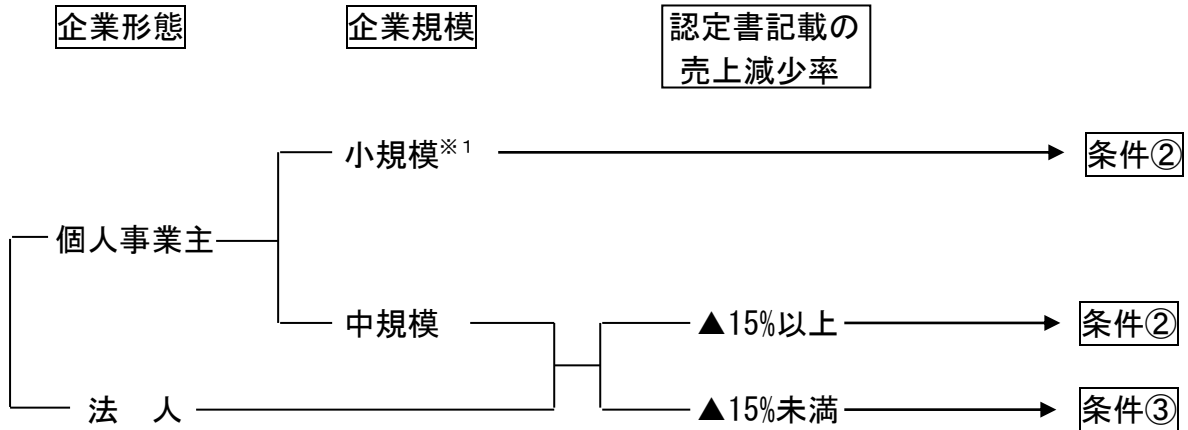


適用利率と保証料率の確認欄

(1) 取得認定書がセーフティネット保証4号
又は危機関連保証である。 → **条件①**
(令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものであることを確認)

(2) 取得認定書がセーフティネット保証5号である。



○ 次の条件に合致することを確認しました。
(条件①～③のいずれか1つにチェックをしてください。)

チェック欄		融資利率		信用保証料率 ^{※2}
		当初3年間	4年目以降	
	条件①	年0%	年1.4%以内	年0%
	条件②	年0%	年1.5%以内	年0%
	条件③	年1.5%以内		年0.425% (年0.525%) ^{※3}

経営安定資金(大臣指定・特定業種・コロナ特例)のご利用をお勧めします。
融資利率年0.6%以内、保証料率年0.68%以内

※1 小規模とは中小企業信用保険法の「小規模企業者」であることを指し、常時使用する従業員数が以下のとおりである者をいいます。

- ①商業又はサービス業を主たる事業とする事業者 5人以下
- ②その他の事業者(宿泊業及び娯楽業を含む。) 20人以下

※2 融資実行時点で適用される保証料率です。条件変更等により保証料率が追加される場合は一律年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合にあっては年1.05%)が適用されますので御注意ください。

※3 経営者保証免除対応を適用する場合の信用保証料率です。